

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成21年10月2日

殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成21年9月3日付をもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

- (1) 「照会のあった事例について、貸金業の登録の必要はないものと考えられる。」
- (2) 「照会のあった事例について、代理店の登録の必要はないものと考えられる。」

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

- (1) 照会者が請け負った賃貸住宅等の建築請負代金について、照会者の金融子会社から建築主への融資を媒介する照会者の行為は、取引に付随して行うものと認められることから、照会者は法第3条に定める貸金業の登録の必要はない。
- (2) 照会者が行う行為は、「貸付けの契約の締結、貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収」の代理には該当しないことから、照会者は法第3条に定める代理店として登録する必要はない。

ただし、実質的に貸付けの契約の締結を代理したと評価される場合は、代理店として登録を行う必要がある。